

第 1 節 設立の経緯・趣旨

国連軍備登録制度とは、91 年にわが国が当時の EC 諸国と協力しつつ国連総会に提出し、圧倒的多数により採択された「軍備の透明性に関する決議」により設置された制度である。この制度は、91 年の湾岸戦争においてイラクの過大な武器の蓄積が地域の不安定につながったという反省も踏まえ、通常兵器の国際的な移転を中心とする軍備の透明性や公開性を向上させ、それにより各国の信頼醸成、過度の軍備の蓄積の防止等を図ることを目的とした画期的な取り組みである。

第 2 節 制度の概要

- (1) この制度は、国連加盟国に対し、毎年 5 月末日を期限として、大規模侵攻用の攻撃兵器として位置づけられた下記の 7 カテゴリーの通常兵器につき、その前年の輸出入に関する情報、具体的には 1 年間の移転数及びその輸出国、輸入国を、予め定められた書式に従って記録し、国連事務局に提出することとなっている。
- (2) また各国は、軍備保有、国内生産を通じた調達、関連する政策に関する情報等のデータの提出を推奨される。この制度については、原則として 3 年毎に、制度見直し・拡充のための政府専門家会合がニューヨークの国連本部において開催されており、過去 92 年、94 年、97 年及び 2000 年に開催されている。次回会合は 2003 年に開催予定である。

< 報告対象となる 7 カテゴリーの兵器 >

- ・戦車
- ・装甲先頭車両
- ・大口徑火砲システム
- ・戦闘用航空機
- ・攻撃ヘリコプター
- ・軍用艦艇
- ・ミサイル、ミサイル発射装置

第 3 節 制度に関する問題点

- (1) この制度には、毎年国連加盟国のうち 90 か国以上が参加しており、特に主要な武器輸出国がこの登録を行っていることから、ほとんどの国際武器移転はカバーされている。しかし、アフリカや中東地域等からの参加率が低いことから、本制度の一層の周知、参加促進を図るため、このような地域においてワークショップやセミナーを開催する必要性が 2000 年の政府専門家会合等において指摘された。これを受け、わが国はオランダ、ドイツ、カナダとともに、本制度成立 10 周年となる 2002 年中に、ガーナを始めとする 4 つの地域において、制度普遍化のためのワークショップを開催することを決定した。
- (2) 従来の政府専門家会合等において、移転のみならず軍備保有及び国内生産を通じた調達为国連への報告を義務化することの是非が大きな論点となっているが、安全保障上の理由から途上国を中心に反対が根強く、いまだ合意を見るに至っていない。
- (3) 最近の兵器取引、地域紛争の新しい傾向を踏まえ、兵員輸送用ヘリコプターや空中給油機など、必ずしも大規模侵攻用の攻撃的兵器とはいえない戦闘支援用の軍事品目をも登録対象とすることについて、2000 年の政府専門家会合でも議論されたが、合意には至らなかった。
- (4) 制度開始の 92 年から 96 年まで参加を続けていた中国は、米国が 97 年より対台湾向け武器輸出を登録し始めたことに反発し、以来、参加をボイコットしている。一方で、米国は対台湾向け輸出データ付記の正当性を主張していることから、本件はいまだ解決をみていない。

第 4 節 わが国の取り組み

この制度は、わが国が当時の EC 諸国と協力して成立させたいいわゆる「ジャパン・アイテム」の一つであり、わが国はその後の強化、普遍化に努めてきている。例えば、この制度に関する政府専門家会合はこれまで 92 年、94 年、97 年、2000 年と開催されてきたが、その都度これらの専門家を招いて東京でワークショップを開催したり、また主にアジア太平洋諸国に対して、この制度への参加を積極的に呼びかけてきている。